

## 東山田スポーツ会館 利用案内

＜施設利用目的＞  
 地域住民が、自らの生活環境向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、サークル活動などを通じて、相互交流を深めることを目的としています。

【所在地】 横浜市都筑区東山田町105-2 ☎045-593-4682

【施設/利用種目】	屋内	スポーツ室	卓球・バドミントン・バレーボール・インディアカ 体操・バスケットボール・ダンス・一輪車 ソフトバレー など
		ミーティング室	学習・サークル活動 など
	屋外	テニスコート	テニス(2面あり)
		多目的広場	ゲートボール・ベタンク・グラウンドゴルフ など

※ダンスはダンスシューズに限る。女性はローヒールのみとする。  
 ※スポーツ室を使用の際は、必ず上履きを持参の事。

【開館時間】	月～土 9:00～21:00	日・祝日	9:00～17:00
--------	----------------	------	------------

【休館日】 毎月第3月曜日(第3月曜日が祝日の場合は翌日)  
 年末年始(12/28～1/4)

【駐車場】 収容台数14台(1台は身障者・緊急用) ※窓口にて申請して下さい  
 ※台数に限りがありますので乗り合わせていらして下さい。  
 ※利用時間の15分前から駐車可能です。

【利用時間】	テニス	スポーツ室	ミーティング室	多目的広場
1. 団体利用	9:00～11:15	月～土 9:00～12:45	9:00～12:45	
	11:30～13:30	月～土 17:00～21:00	13:00～16:45	
	13:45～15:45		17:00～21:00	
	※①16:00～18:00			

※①テニス 4月～9月は18:00迄(日・祝日は15:45迄)、10月～3月は15:45迄  
 ※利用時間内に使用部分の清掃・片付けをし、時間内に必ず退館して下さい。

2. 個人利用	スポーツ室 一般開放時間		ミーティング室	
		卓球	卓球以外(バスケットなど子供優先)	
	月～土	13:00～14:45	15:00～16:45	サークル活動・学習 小中学生15:00～17:00
	日・祝日	11:00～12:45	9:00～10:45	高校生以上
		15:00～17:00	13:00～14:45	17:00～20:00

※利用時間終了10分前には清掃し、時間内に退館すること

- 【利用方法】
1. 団体利用
    - ①登録条件 「団体登録」の申請又はゲスト登録手続きが必要 (「団体登録制度」運用細則に基づく)  
 スポーツ室:5名以上、テニスコート:4名以上、多目的広場:5名以上、  
 ミーティング室:4名以上 且つ小学生以上の構成メンバーであること。  
 団体登録申請の代表者登録資格は高校生以上とし、横浜市在住在勤在学の方に  
 限ります。また、登録メンバー(ゲスト含む)は、施設を利用する方に限ります。
    - ②登録手続き 受付窓口にて、団体登録手続きをして下さい。(団体名10文字内、記号無し)  
 メンバーの名前もご記入いただけます。  
 ※詳細は、「団体登録制度」運用細則参照
  2. 個人利用
    - ①スポーツ室 受付で個人利用者名簿に記載の上で利用して下さい。  
 1グループ4名まで。 5名以上の場合は団体利用をお願いします。
    - ②テニス 使用申込書と団体利用名簿に記載の上利用して下さい。
    - ③ミーティング室 個人利用者名簿に記載の上利用して下さい。  
 ※原則として、スポーツ室・テニスは団体利用です。

### 【申込み方法】

団体利用	抽選による申込み  次月度抽選予約方法 1.申込期間 … 前月1日～15日迄に窓口受付で申込みください。 (15日が休館日の場合は14日迄となります。) 2.申込み回数 … 2回/月 例(平日のみの場合 → 2回/月) (平日1回と 土・日祝1回 → 2回/月) (土・日祝のみの場合 → 1回/月) ※同一日付2コマと、土・日祝の2回申込みは出来ません。 (但し ミーティング室は除く) 3.抽選発表 … 毎月20日。20日が休館日の場合翌21日に発表。 (会館受付窓口に掲示し、ホームページ上にも掲載する。)  抽選発表後の申込みは、窓口にて先着順に受付します。 抽選発表結果の電話問い合わせは、発表の翌日 10時以降より受付ます。
個人利用	1.当日に空きが有る場合、来館が電話で申込み出来ます。 2.翌日に空きがある場合、下記の時間帯において、来館または電話で受付ます。 月～土曜 18:00～20:30 日・祝日 12:00～16:30

【キャンセルの場合】 必ずお電話ください。他団体のご迷惑となります。

- 【利用上の注意】
- 利用に当たっては、次の事を守って下さい。
- ①営利目的では利用できません。
  - ②駐車場利用は、活動時間の15分前からです。
  - ③利用時間内に使用部分の清掃・片付けをし、時間内に必ず退館して下さい。
  - ④会館の設備や貸与を受けた用具を故意に破損させたときは、弁償していただきます。
  - ⑤スポーツ室利用の際は、必ず上履きをはいてください。
  - ⑥建物・敷地内は全面禁煙です。
  - ⑦テニスコートは、小学生・中学生が利用の際は、必ず保護者が同伴して下さい。
  - ⑧その他、皆さんが安全・公平にご利用いただけますようご協力お願いいたします。

【事故の責任】 スポーツ会館で生じた事故については利用者の責任とし、  
 当館は一切の責任を負わないので、十分注意して使用ください。

作成 平成30年3月  
 改訂 令和3年5月  
 東山田スポーツ会館  
 特定非営利活動法人つづき区民交流協会